

2012年12月

外国向送金をご利用いただく方へのお知らせ

埼玉りそな銀行

「外国為替及び外国貿易法」に基づき、北朝鮮及びイランに対する送金については、より詳細な確認を行うよう金融機関等に対し義務が課せられております。つきましては、以下の事項について確認のため、申告いただく、または確認資料の提出等ご協力いただく場合がございますのでよろしくお願いいたします。

◆イランの「資金使途規制」のご確認

- ・イランの核活動等に寄与する目的で行われるものでないこと、イランへの大型通常兵器の供給等に関連する活動に寄与する目的で行われるものでないことについてご確認させていただきます。

◆北朝鮮の「資金使途規制」のご確認

- ・北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行われるものでないことをご確認させていただきます。

◆北朝鮮の「貿易に関する支払規制」のご確認

- ・輸入貨物代金、仲介貿易貨物代金の場合、送金目的欄に当該貨物の原産地（および仲介貿易の場合の仕向先国）、船積地域がいずれも北朝鮮以外である旨の記載（入力）をお願いいたします。
- ・さらに下記の取引に該当する場合、原産地（および仲介貿易の場合の仕向先国）の具体的国名、および船積地域は船積都市名が確認できる書類の提出をお願いいたします。

	対象取引	お手続き
輸 入 貨 物 代 金 ・ 仲 介 貿 易 貨 物 代 金	受取人または支払銀行の住所の少なくとも一方が【北朝鮮隣接中国3都市】のいずれかに所在する場合 【北朝鮮隣接中国3都市】 ・DANDONG（丹東） ・YANJI（延吉） ・HUNCHUN（琿春） 【3商品】の代金支払の場合 【3商品】 ・うに ・あさり ・さるとりいばらの葉	「原産地（および仲介貿易の場合の仕向先国）の具体的国名、および船積地域については船積都市名が確認できる資料」を示す書類（原産地証明書・船荷証券・契約書など）のご提出（※）をお願いいたします。 ※書類のご提出をお願いする場合には、ご送金の都度、弊社より連絡を差し上げます。

